

公費等ご利用の外来様へ】

公費負担医療などが適用される患者様へ ～院外処方化に伴うお知らせ～

令和4年7月1日（金）より、原則すべての外来患者様のお薬は、**院外の保険薬局**でお受取りいただくこととなります。（当院で定めた一部の薬剤を除く）

これに伴い、公費負担医療制度をご利用の患者様や労災、公務災害による受診をされる患者様は、あらかじめお手続きが必要となります。

公費負担医療をご利用の場合：

下記の公費の方は、事前にご利用する薬局の指定申請が必要です。

院外の保険薬局をご利用される前に、受給者証を申請された保健所あるいは市役所（社会福祉事務所）等へ、必ずお問い合わせください。

21 自立支援、15 育成、16 更生 ⇒ 市役所へ

お手続きされずに院外処方せんが出ますと、保険薬局の診療費には公費が適用されませんので、かならず、ご受診前にお手続きいただきますよう、お願いいたします。

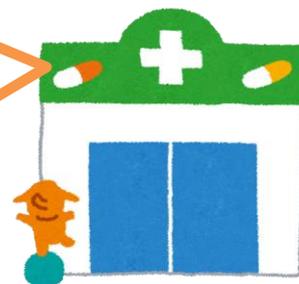
労災・公務災害で受診の場合：

初診時に病院に提出いただくものと同じ「療養補償給付たる療養の給付請求書」（様式5号または様式16号の3）をご利用になる保険薬局に提出する必要があります。



公費等ご利用の患者様は保険薬局のご利用前にお手続きが必要な場合があります。

上記をご参考に事前にお手続きいただきますようお願いいたします。



お問い合わせ窓口：03-3292-3981(代) 医事課担当（総合受付窓口）平日 8：30～17：00

公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院